

第3章 みんなで目指す環境都市像 と施策の体系

第3章 みんなで目指す環境都市像と施策の体系

第1節 みんなで目指す環境都市像

本計画では、「みんなで目指す環境都市像」を次のとおり掲げます。

安心安全で誇りがもてる環境を 守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市

本市は、緑豊かな広大な自然に恵まれ、市の中心部には信夫山が位置し、郊外には水田や果樹園などが広がり全国的にも有数の果樹生産地となっています。また、歴史を有する飯坂、土湯こけしで有名な土湯、高濃度の硫黄泉で知られる高湯など個性的で多種多様な効果を持つ温泉が数多くあります。

市街地と郊外の自然がバランス良く融合し、市街地の利便性もありながら、自然に接することもできる住みやすい環境となっています。

本市の豊かな自然、そして、その自然からもたらされる私たちの暮らしを支える様々な恵みは、市民にとって誇りであり、本市の最大の魅力であると言えます。

一方で、私たちを取り巻く環境は、多くの課題に直面しています。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災による原子力災害に伴う放射性物質による環境汚染という最悪の事態を招き、私たちの生活の基盤である安心安全な環境が大きく揺らぎ、豊かな自然や本市特有の様々な地域資源が脅かされました。

また、地球温暖化は、気温上昇や異常気象などの気候変動をもたらし、私たちがこれまで経験したことのない災害や健康被害が危惧されています。さらに、ごみ排出量の増加や不法投棄等の廃棄物問題、耕作放棄地の拡大や森林の荒廃による自然環境の悪化など、身近な課題から世界的な課題まで広範化し、かつ、経済の停滞や人口減少など、環境以外の経済、社会の課題まで絡み合い複合化しています。

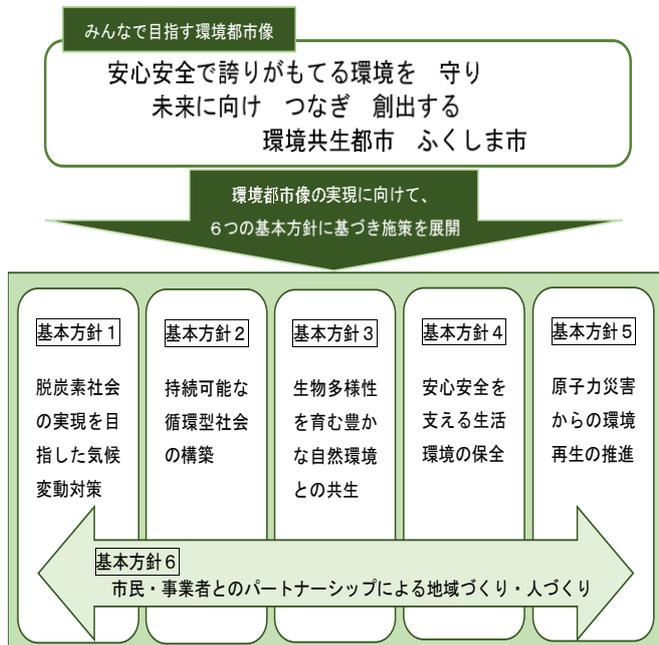
私たちは、原子力災害に伴う環境汚染を経験しました。東日本大震災以降、様々な対策を講じていますが、未だ復興・創生への道のりは遠いものがあります。

このような経験をした私たちだからこそ、この経験を礎として、環境に対する意識を高め、今、享受している本市の素晴らしい自然やその恵みを再確認し、安心安全で豊かな環境を守り、そして、更に向上させ、共生を図りながら持続可能なものとして未来へとつなぎ、創出する努力をしなければいけません。

第2節 基本方針

「みんなで目指す環境都市像」の実現に向けて、本計画では、計画の範囲に基づき6つの基本方針を定め、本市の特色を活かしながら各種施策を展開していきます。

6つの基本方針は、「気候変動」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」、「原子力災害からの環境再生」に関する施策を縦断的に進める分野とこれらを効果的に進めるため、地域資源の活用や環境教育といった施策を分野横断的に進める「地域づくり・人づくり」に関する分野とします。



また、持続可能な開発目標（SDGs）は、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係し、複数の課題を統合的に解決することを目指す、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指す、という特徴を持っています。

平成28（2016）年12月に国で定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（SDGs推進本部決定）では、自らが当事者として主体的に参加し、全員参加型で取り組むことが実施のための主要原則の一つとされており、各地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映するとともに、関係者や関係団体と連携を図りながら、SDGs達成に向けた取組を促進するものとされています。

このことから、各種施策の展開に当たっては、SDGsの考え方も取り入れながら、令和12（2030）年のゴールを見据え、環境の側面から様々な課題への対応を図ります。

1 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

地球温暖化の影響は、私たちの生活に影響を及ぼし始めています。地球温暖化の進行を食い止めるためには、市民・事業者・市が一丸となった取組が急務です。

「福島市脱炭素社会実現実行計画」に基づき、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革などの温室効果ガス排出削減及び森林の保全などの吸収源対策による地球温暖化対策とともに、気候変動への適応策を行い、将来の脱炭素社会の実現を目指します。

2 持続可能な循環型社会の構築

ごみの排出量が全国的に見て多いことから、より一層のごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による徹底した資源物の回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害にかかる災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

3 生物多様性を育む豊かな自然環境との共生

自然は、私たちの日常生活に潤いとやすらぎを与え、心身の健康増進を図る役割を有しており、自然とふれあうことで環境保全への意識の向上も図られます。

自然は多様な生物が生息・生育している場であり、自然を適切に保全・再生することにより生態系バランスを良好に保ち、そして継続的に利用することにより、生物多様性を育む豊かな自然環境との共生を目指します。

4 安心安全を支える生活環境の保全

私たちが安心安全な生活を送るためには、人の健康や環境に悪影響を及ぼすおそれのある大気汚染・水質汚染などの公害が生じないことが必要不可欠です。

私たち一人ひとりが、ひとたび汚染された環境の復元力には限界があることを認識した上で、日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、安心安全な生活環境の保全を目指します。

5 原子力災害からの環境再生の推進

原子力災害に関する「福島市ふるさと除染計画」、「福島市健康管理実施計画」に基づき各種施策を推進し、安全性を確保するとともに、市民の健康への不安や本市の環境や農作物への風評を払拭するため、市の現状や安全性について積極的に情報発信を行い、市民が安心して生活を送れるよう原子力災害からの環境再生を目指します。

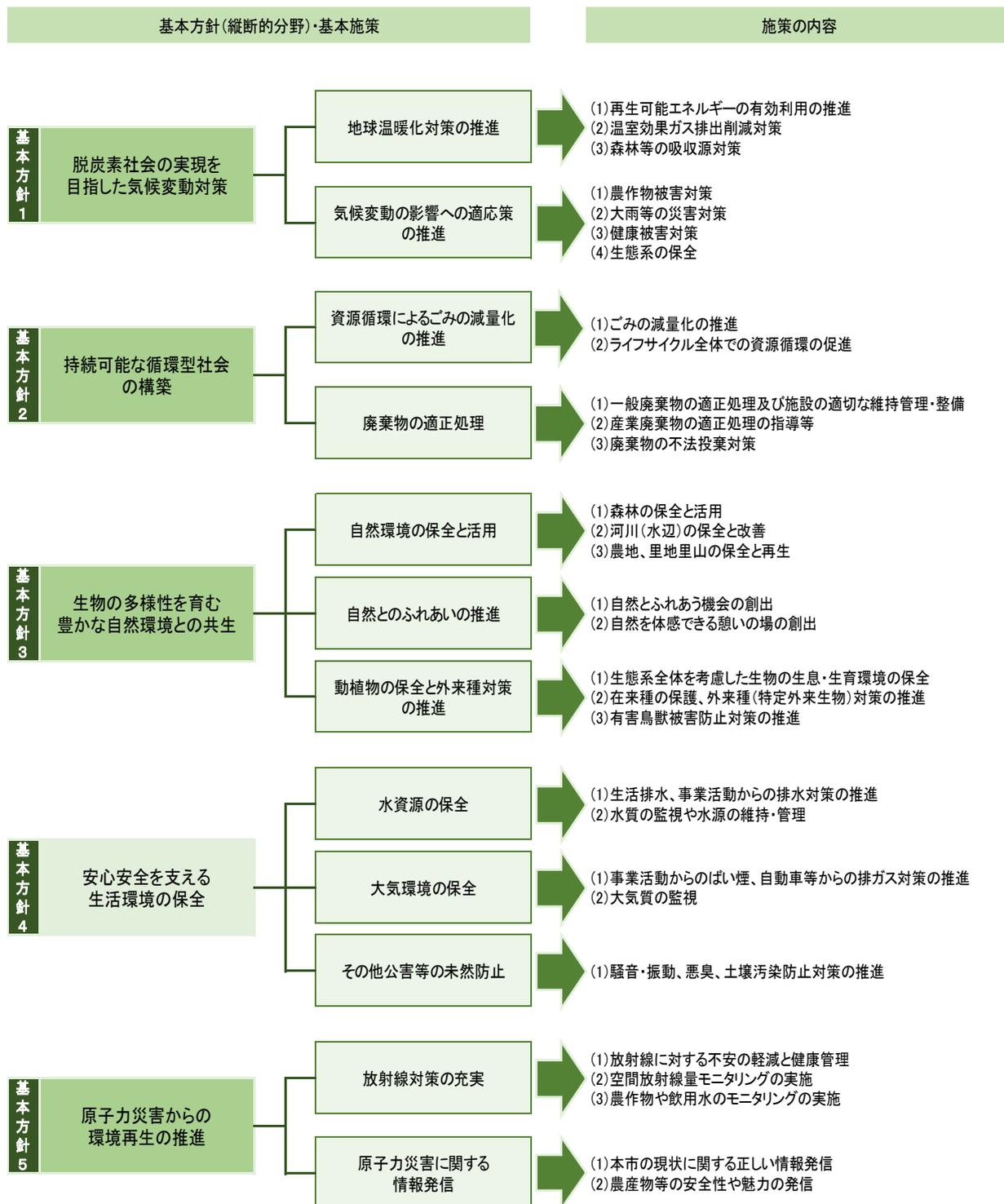
6 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

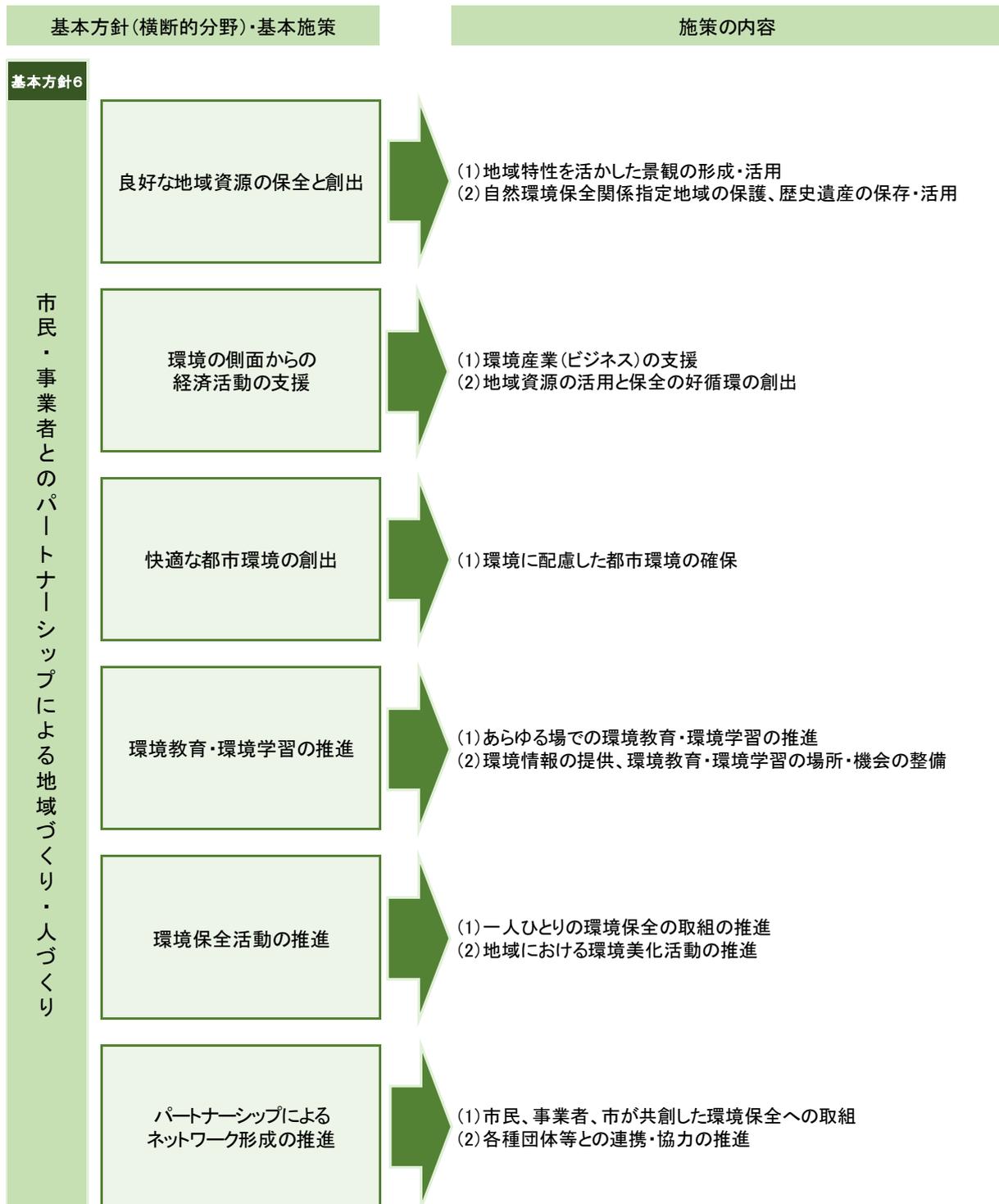
地域のあらゆる資源を活用し、環境から経済・社会の側面も捉えた地域づくりを進めていくことが重要であり、その担い手となる市民・事業者が環境への理解を深め、自主的・積極的に活動に参加することが必要です。

地域資源の価値の向上を図るとともに、日常生活や事業活動などあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行える人を育成し、市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくりを目指します。

第3節 施策の体系

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、みんなで目指す環境都市像の実現を図ります。





第4節 各主体の役割

本計画は、福島市環境基本条例第2条において、「環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とされています。そのため、市民、事業者、市の各主体は、本計画で目指す環境都市像の実現に向けて、それぞれの立場から役割を認識し、自主的・積極的に行動するとともに、相互のパートナーシップにより、様々な効果を相乗的に高め合うことが大切です。

1 市民の役割

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つとされています。このため、市民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルの見直しが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

2 事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めることが必要です。

また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めていくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、市民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、事業者の率先した取組が期待されます。

3 市の役割

市は、環境施策の推進にあたり、最も重要な役割を担うものであり、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、市民、事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進します。